

地域協議会だより

Vol. 48 (2020 年 12 月 16 日発行)

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

Y 師走の候

厳しい寒さの中、冬のひだまりがことのほか暖かく感じる歳末の候、皆様におかれましては、ご多忙な日々をお過ごしのことと拝察いたします。

さて、今回の協議会だよりは、11 月 5 日(安曇野市)、6 日(長野市)、20 日(松本市)において開催した、技術研修会の内容を紹介します。

Y 技術研修会

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、従来のような大勢の参加者を集めての開催を取りやめ、会場と現場の提供をいただく組織の協力を得て、少人数での開催としました。

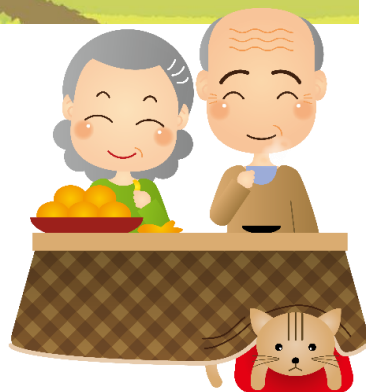
研修内容は、「技術研修会テーマ募集」の回答の中から、希望が多くあった「水路の目地補修」と、目新しい中で「ドローンの活用」を選定しました。

今回の研修会の内容は動画収録をして、参加できなかった皆さまにも、今後の活動における参考として、DVD動画を配布することにしました。

【水路の目地補修】

11 月 5 日(木) 安曇野市(真々部公民館)と、6 日(金)長野市(田中公民館)の2会場にて開催しました。5 日は、真々部地域農地・水・環境保全会を中心に 17 名、6 日は綿内三区地域資源保全会を中心に 17 名、述べ 34 名が参加となりました。

また、公募で参加いただいた、トライアン(株)・信越化学工業(株)・(株)ダイフレックス・(株)ホクエツの 4 企業から、製品の紹介と両会場近くの現場水路で実演・指導を受けました。



5 日 安曇野市(真々部公民館)



真々部地域農地・水・環境保全会(水路)



安曇野市 各企業による実践研修



6 日. 長野市(田中公民館)



綿内三区地域資源保全会(水路)



長野市 各企業による実践研修



水路補修の注意事項

- 補修の前には必ず補修箇所の清掃（土砂やコケ類の除去、コンクリートの浮きの叩き落とし）を入念に行うこと。
- 水中仕様の補修材料以外は、補修箇所を乾燥状態にすること。
- 目地やひび割れは温度変化により開いたり閉じたりする（気温が低い時期は開きが大きくなり、気温が高い時期は開きが小さくなる）ので、固まっても伸び縮みする材料を使うこと。

【多面的活動におけるドローンの活用方法と可能性】

11月20日（金）松本市役所四賀支所にて開催しました。参加者は、会田西部地域保全会を中心に14名が参加しました。

講師は、当協議会指導員の才川知利（無人航空機操縦技能資格・無人航空機安全運航管理者資格）が、講義と実演を行いました。

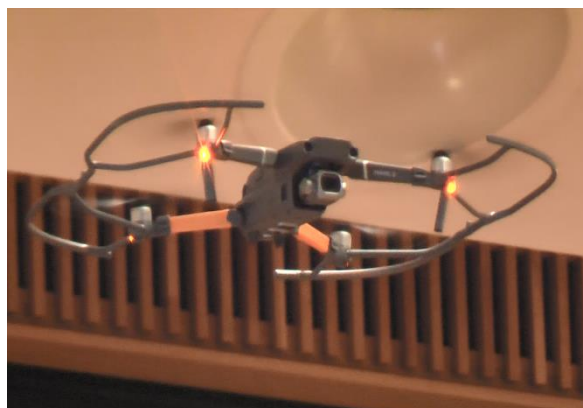
当日は雨のため、屋外でのドローンの飛行が困難となり、ホール内での実演となりました。



20日 松本市役所四賀支所（大ホール）



ドローンの実演



活動におけるドローンの活用事例

- 緊急時(災害時)における施設、農地の点検
- 遊休荒廃地の洗い出しと経過観察
- 広報活動の写真撮影など

《ドローンによる被災状況写真》



国土交通省からのお知らせ 無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルールについて

航空法に規定する無人航空機の飛行ルールは以下の通りです。

★飛行禁止区域

次の場所では、無人航空機の飛行は禁止されていますので、ご注意ください！飛行させたい場合には、国土交通大臣による許可が必要ですので、所定の手続きを行ってください。



★飛行の方法

無人航空機を飛行させる際には、次の方法に従って飛行させましょう！（飛行禁止区域での飛行許可を受けた場合や、飛行禁止区域以外の区域で飛行させる場合であっても、以下の条件を守らなければなりません。）

⑤～⑩の方法によらずに飛行させたい場合には、国土交通大臣による承認が必要ですので、所定の手続きを行ってください。



★その他の留意事項

- 小型無人機等飛行禁止法に基づく、小型無人機の飛行禁止区域が指定されています。詳細は、次のサイトをご確認ください。

（小型無人機等飛行禁止法） <https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html>

- 寺院、神社、公園など、特定の場所への飛行は、地方自治体の条例により禁止されている場合があります。
- 航空法の詳細は、次のサイトをご確認ください。 https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

【無人航空機ヘルプデスク】

電話：03-4588-6457（受付時間：平日午前9時から午後5時まで） E-mail：hqt-jcab.mujin@mlit.go.jp

【総務省からのお知らせ】

- 技適マークが付いていない免許不要の無線機器（免許不要の無人航空機を含む）は、外国の規格に基づいているものであっても、国内では使用できず、違法使用になるおそれがあります。詳細は、次のサイトをご確認ください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/summary/qa/yunyumusenki/index.htm>

E-mail：kanshi-pub@ml.soumu.go.jp

国土交通省

事務局から

今年度の技術研修会は、コロナウイルス感染拡大の防止ため、参加者を限定しての開催としました。

研修会の内容についてはDVD（動画）を作成中です。配布等については、今後、ご案内等を申し上げますので、よろしくお願いします。

■問い合わせ先

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

（担当：田中・白石）

TEL 026-219-6351 FAX 026-219-6352

Eメール nagano-tamenteki@wonder.ocn.ne.jp

URL <http://www.nagano-nouchimizu.net/>